新(平成28年2月24日農林水産省告示第 489号)	旧
(有機畜産物の表示) 第5条 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定に従うほか、有機畜産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。 (1) 「有機畜産物」 (2) 「有機畜産物○○」又は「○○(有機畜産物)」 (3) 「有機畜産○○」又は「○○(有機畜産)」 (4) 「有機○○」又は「○○(有機)」 (5) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」 (注1) (1)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条及び第24条の規定に従い当該畜産物の名称の表示を別途行うこと。 (注2) 「○○」 には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。	 (有機畜産物の表示の基準) 第5条 有機畜産物の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。 (1) 「有機畜産物」 (2) 「有機畜産物○○」又は「○○(有機畜産物)」 (3) 「有機畜産○○」又は「○○(有機畜産)」 (4) 「有機○○」又は「○○(有機)」 (5) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」 (注) 「○○」 には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。